

除雪作業にご協力ください

円滑な除雪作業を行うために

●除雪実施条件
新雪が15㎝以上積もったとき

●作業時間帯　5時～18時
※ただし、緊急時はこの限りではありません。

●除雪対象路線
①主要市道やバス路線、国道・県道に通じる市道
②集落間を結ぶ市道
③集落内市道（除雪できる幅員や回転場がある路線）

●除雪作業時のお願い
①国道・県道・市道に面する住宅の屋根から落ちた雪や、除雪後に住宅の出入り口に残った雪は、交通の支障にならないよう各家庭で処理をお願いします。
②道路上や待避所などに車両などを放置しないでください。やむを得ず置く場合は、赤布を付けた竹を立てるなど、目印をつけてください。
※除雪作業中に放置された車両などに損傷が生じても、補償はしません。
③民有地の樹木などが路上に倒れ、通行の支障となる場合があります。所有者の方は、事前に処理をお願いします。
※通行の支障となる樹木は、県・市がやむを得ず伐採することがあります。
④除雪作業により、砕石などが耕地に入る場合があります。この場合、砕石などの除去や補償はしません。
⑤国道・県道・市道の一部に設置しているスノーポールや木製ポールは、撤去しないでください。
⑥除雪は主要幹線道路を優先して行います。作業の順序は、状況によって前後することがあります。

問い合わせ
▼市道の除雪
土木建設課　☎23-3311
▼県道・国道の除雪
広瀬土木事業所　☎32-2031

小型除雪機を無料で貸し出します

手押し型の小型除雪機を消防署等に配置し、自治会や自主防災組織、ボランティア団体などに貸し出します。

料金　無料
※機材の燃料費、修理費、維持管理費は市が負担します。

搬出・搬入　貸出・返却時の運搬は各自で行ってください。軽トラックで搬送する場合は、足下駄（ブリッジ）が必要な場合もあります。

貸出方法や除雪機の空き状況などは、各施設へお問い合わせください。

問い合わせ
防災課　☎23-3074

除雪機配置施設	電話番号
消防署 安来本署	22-0119
消防署 広瀬分署	32-2308
消防署 伯太分署	37-1026
布部交流センター	36-0001
比田交流センター	34-0001
東比田交流センター	34-0211
山佐交流センター	35-0129
宇波交流センター	36-0852
西谷交流センター	36-0376
奥田原交流センター	35-0047
安田交流センター	37-0835
井尻交流センター	37-0836
赤屋交流センター	38-0145